

施策：	09	健康づくりの推進	財務コード	01040102-08-00
基本事業：	02	生活習慣の改善とこころの健康づくり	担当部	健康福祉部
基本事業の成果指標	週2回以上運動をする市民の割合 定期的に歯科検診を受けている市民の割合 喫煙している市民の割合 睡眠・休養がとれている市民の割合		担当課	健康推進課
			担当係	健康推進担当



事務事業が貢献すべき成果

計画年度	平成08年度 ~	新規・継続	継続	会計区分	一般会計	実施計画
1. 対象（誰、何に対して事業を行うのか）		2. 手段（事務事業の内容、やり方、手順）				
市民		心の悩みを抱えている人への適切な対応ができるゲートキーパーを養成し、自殺予防対策の充実を図る。また、心の健康づくりに関する正しい知識の啓発を行う。 ・精神科医師等による講演「心の健康づくり」（H13~） ・ゲートキーパー養成 R2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 生活習慣病予防や歯科保健に関する正しい知識の普及・啓発を図るために医師・保健師・歯科衛生士等による健康教育を実施する。 ・歯科教室：歯科衛生士による講話とブラッシング指導（H8~） ・講師派遣事業・健康相談事業  福岡県地域自殺対策強化交付金（普及啓発事業）：交付率1/2				
3. 意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）						
心の健康づくりに関する正しい知識の普及を行うことにより、ストレスへの適切な対処や心の悩みを抱えている人への対応ができる人を増やす。 生活習慣病の予防、健康増進等健康に関する正しい知識の普及を行うことにより、生活習慣改善に取り組む人の増加を図る。						

4. 成果（簡易評価は未記入）								
成果指標名称	単位	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	目標
		実績	実績	当初	要求	計画	計画	
心の健康づくり講演会参加者数	人	46	0	60	60			200
歯科教室参加者数	人	110	112	100	100			300

5. コスト								
事業費	計	千円	151	195	165	163		
	国	千円			0	0		
	県	千円	30	34	47	43		
	地方債	千円			0	0		
	その他	千円			0	0		
一般	千円	121	161	118	120			
正職員人工数	人工	0.5	0.5	0.5				
正職員人件費	千円	4,033	4,015	3,961				
トータルコスト(事業費+正職員人件費)	千円	4,184	4,210	4,126	163			

6. 成果状況及びコメント（簡易評価は未記入）								
あがっている  どちらかといえばあがっている  あがっていない（停滞・低下）	< 状況 > 講演会参加者は令和元年度より46人減少して0人、歯科教室参加者数は令和元年度より2人増加し112人となっています。 < 原因 > 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、講演会を開催することができなかったことが原因です。 < 課題 > 平成31年3月に策定した「自殺対策計画」に併せて、ゲートキーパーの養成等啓発を継続して行うことで自殺の予防に向けた意識の高揚を図る必要があります。							

7. 評価及びコメント（簡易評価は未記入）								
対象動向	維持	類似事業	なし					
手段効率化余地	なし	コスト削減余地	なし					
公的関与	妥当性がある	受益者負担	余地なし					
上位貢献度	影響度は大	業務推進課題	あり					
成果向上余地	中程度							

8. 改善改革案（簡易評価は必要な場合のみ記入）				改善方向性	維持	見直し	廃止	事業終了
--------------------------	--	--	--	-------	----	-----	----	------

改革案/期待する成果/必要性/推進スケジュール/必要な費用（維持/事業終了の場合は記入する必要なし）								
・20～40歳代の歯科検診受診率が低く、市の成人歯科検診受診者の8割が要治療者であることから、歯科保健のさらなる普及啓発に取り組む必要があります。そのため、教室開催にとどまらず、他事業でチラシ配布等を行います。								

事業開始背景及び現在の環境変化（市民・議会等の要望）				備考・特記事項 or 進行管理欄				
・歯科教室は口腔衛生向上を図るため、平成8年度から実施。 ・精神保健法（第46条正しい知識の普及）により、市民の精神的な健康の保持増進に向けて平成13年度より講演会を開催。 ・自殺者数が年間3万人を超える状況が続き、平成18年10月に「自殺対策基本法」が制定された。				平成18年10月には、「自殺総合対策大綱」が策定され「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」と認識されるようになりました。平成28年3月「自殺対策基本法」が改正され、市町村においても自殺対策計画を定めることとされました。本市では、平成31年3月自殺対策計画を策定しました。				